

保護者の皆様へ

感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められております。(別紙参照)学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は出席停止となり登校できません。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)。

これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には、速やかに学校に御連絡くださいますようお願いいたします。

他へ感染させる恐れがなくなり、医師からの登校許可が得られて生徒を再登校させる際には、以下の「感染症治癒証明書」を担任へ御提出ください。

* 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

感染症治癒証明書

東京都立日比谷高等学校宛

年 組 番 生徒氏名 _____

下記感染症について 令和 年 月 日に医師の診断を受けました。

このため 月 日から 月 日まで療養していましたが、

医師からの登校許可がおりましたので、登校を開始いたします。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

電話番号 : _____

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印